

令和4年第6回農業委員会総会議事録

令和4年6月17日（金）第6回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久		9番	藤本 彰
				10番	神山 順一
	11番	宮脇 繁		12番	眞壁 勲二
				13番	伊達 修史
	14番	藤川 雅		15番	山田 條一
				16番	大原 砂利
	17番	奥津 忠和			

推進委員10人

	1番	谷岡 收藏		2番	眞壁 正司		3番	泉 登
				4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹
				6番	後藤 保夫		7番	妹尾 良和
				8番	信谷 昌吾		9番	逸見 則夫
	10番	奥津 賢司						

欠席委員 0人

議事	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第23号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第25号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について
	議案第26号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない 転用について 法務局照会について 農地転用期間変更届について 完了届について 転用工事進捗状況報告について
------	---

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主査	平田 浩二
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

平田主査	<p>委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第6回総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席は28名です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、おはようございます。5月26日に該当事務局長研修会がありました。内容はほぼ農地事業の最適化についてで、農業委員も最適化推進委員の皆様も、毎日の職務に関する活動を目に見える形にしないかということでした。目標としては農地の集約化に落ち着くのではないかと思います。今日の総会後に会議をしまして、又、皆様に分かり良い説明をさせていただきたいと思います。本日も、よろしく願いいたします。</p>
平田主査	<p>続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、6番三上委員に先導をお願いいたします。</p>
三上委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
平田主査	<p>ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、13番伊達委員、14番藤川委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして日程2「議事」に入ります。議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>今回の議案についてですが、第3条の申請が4件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を6月6日に行っております。場所は新見、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人</p>

は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人の一人は県外に住んでおり、もう一人も体力的、地理的条件から耕作が困難であることから、申請地隣に住み以前から申請地を耕作している譲受人に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。7番

倉脇委員

7番倉脇です。6月8日に溝尾推進委員と確認しました。場所は、●●ローソンから●●●に入り●●●公園へ100m 入った所に分岐がありそこを左に行くと譲受人宅がありその上です。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第22号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番でございますが、現地確認を6月5日に行っております。場所は、豊永佐伏、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。

続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、県外に居住していて耕作できず、隣地に農地を持つ農家に申請地を贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。14番。

藤川委員

14番藤川です。確認日は6月14日に藤本委員、神山委員、妹尾推進委員と私で行いました。場所は、湯川診療所から東へ300m先にありました。5年ほど譲受人が耕作されており問題ないと思います。

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第22号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、3番でございますが、現地確認を6月5日に行っております。場所は、上熊谷、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が市外に居住していて耕作できず、申請地近くの農家に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ

	<p>つ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。現地確認を6月12日、眞壁委員、谷岡推進委員と行いました。所有者は地元におられないので贈与するもので問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第22号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>次に、4番でございますが、現地確認を6月6日に行っております。場所は、神郷高瀬、現況地目は田3筆・畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は小豆・野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を確保しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が市外に居住して耕作できず、申請地隣に居住して就農を希望する譲受人に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。16番。
大原委員	16番大原です。6月14日に仲田委員、信谷推進委員と現地確認しました。場所は、市営バス停●●の側です。譲受人は移住者で今は林業をされており行く行くは農業をされたいということで、この農地と家を購入されます。問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第23号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	次に第4条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第23号第1番でございます。確認を6月6日に行っております。場所は、神郷油野、現況地目は田1筆でございます。転用目的は嵩上げの一時転用で、度重なる豪雨により河川が増水し田に土砂、流木が流入する被害を受けており、被害を防ぐことを目的に嵩上げを行うものです。期間は許可日から1年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、工事費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。16番。
大原委員	16番大原です。6月14日仲田委員、信谷推進委員、私と3人で現地確認しました。場所は、油野小学校から吉田線を3キロ先付近です。問題ないと思います。

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。尚、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
<p>全 員</p>	<p>「よろしい。」</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>議案24号第5条の申請について、4件申請がございました。第1番でございしますが、現地確認を6月5日に行っております。場所は唐松、現況地目は畑1筆でございします。転用目的は駐車場・物置の設置です。転用理由ですが、新築居宅の付属建物である車庫・物置の敷地として利用するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は令和4年7月1日から令和4年12月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費・建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。13番。</p>
<p>伊達委員</p>	<p>13番伊達です。確認を6月8日に逸見会長、三輪推進委員、私とでしております。場所は、●●●●と市道を挟んだ向かい側に譲受人宅がありその裏にありました。よろしくをお願いいたします。</p>

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第24号2番の許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番について説明いたします。現地確認を6月5日に行っております。場所は長屋、現況地目は田1筆でございます。転用目的は資材置場です。転用理由ですが、借り受け人が土木工事等の資材を保管する場所として利用するものです。契約の種類は賃借権設定です。工事期間は令和4年8月1日から令和4年10月1日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番。

伊達委員

13番伊達です。確認を6月8日に逸見会長、三輪推進委員、私とでしております。場所は、●●●●から南へ300m、●●●バス停の近くにあります。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第24号3番の許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第3番でございますが、現地確認を6月5日に行っております。場所は足見、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は鉱業保安用地です。転用理由ですが、採掘範囲を拡大するため、申請地を含めた近隣土地を鉱業保安用地として利用するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。10番。

神山委員

10番神山です。6月14日に藤本委員と確認しております。場所は、草間台地北房井倉哲西線の●●●●から西へ1.5キロ行った●●集落へあります。採掘範囲が広がるのでやむを得ないと思います。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第24号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第4番でございますが、現地確認を6月5日に行っております。場所は下熊谷、現況地目は田1筆でございます。転用目的は木材置場・

	<p>駐車場です。転用理由ですが、他に適地がないことから、申請地を駐車場重機3台、トラック7台と木材置場として整備するものです。契約の種類は賃借権設定です。工事期間は許可日から令和4年7月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。6月12日に眞壁委員、谷岡推進委員と確認しました。耕作者が居られずやむを得ないと思います。以上です。</p> <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、4件とも面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>諮問不要として許可決定とします。続きまして、議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の許可申請について説明させていただきます。今回、新規の貸し付けが14件出ております。その内12件が農地中間管理事業によるものです。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進</p>

	<p>法第 18 条第 3 項の各要件を充たすと考えます。1 番千屋実、田 7 筆 10 年 6 ヶ月貸借、2 番千屋実、田 4 筆 10 年 6 ヶ月貸借、3 番金谷、田 2 筆 3 年 6 ヶ月使用貸借、4 番金谷、田 1 筆 3 年 6 ヶ月使用貸借、5 番法曾、田 1 筆畑 4 筆原野 1 筆 3 年貸借、6 番大佐永富、田 2 筆 3 年 6 ヶ月使用貸借、7 番大佐永富、田 1 筆 3 年 6 ヶ月使用貸借、8 番大佐永富、田 3 筆 3 年 6 ヶ月使用貸借、9 番大佐小南、田 1 筆 3 年 6 ヶ月使用貸借、10 番大佐田治部、田 1 筆 3 年 6 ヶ月使用貸借、11 番神郷高瀬、田 4 筆 5 年 6 ヶ月貸借、12 番神郷油野、田 1 筆 5 年 6 ヶ月使用貸借、13 番哲西町大野部、田 1 筆 3 年 6 ヶ月使用貸借、14 番哲西町大野部、田 1 筆 9 年 9 ヶ月使用貸借です。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。順次 1 番からお願いします。推進委員 2 番。</p>
真壁委員	<p>推進委員 2 番真壁です。1 番は確認を 6 月 10 日、小田委員と行いました。場所は、県道千屋神戸上線入口から 50 m から 300 m の間にありました。●●●—●から●●●—●は水稲作付けされておりました。●●●は貸農園として利用されており野菜を育てておられました。2 番も 6 月 10 日に確認しました。県道千屋神戸上線入口から 200 m あがった所にありました。こちらも水稲を作付けされておりました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続いて、3 番 4 番を推進委員 4 番。</p>
溝尾委員	<p>推進委員 4 番溝尾です。6 月 12 日に倉脇委員と現地確認しました。金谷●●●●の南手に田が広がっており 3 番 4 番の田 3 筆並んでありました。これは先月、中途解約で確認したものですが今回は綺麗に水稲作付けされておりました。</p>
会 長	<p>続いて 5 番お願いします。推進委員 5 番。</p>
三輪委員	<p>推進委員 5 番三輪です。現地確認を 6 月 8 日、逸見会長、伊達委員、私と行いました。場所は、法曾の●●●から南の小山を超え南側斜面にありました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続いて 6 番からお願いします。推進委員 7 番。</p>
後藤委員	<p>推進委員 7 番後藤です。現地確認を 6 月 12 日にしました。6 番は、交流センターの北側にあります。7 番は、南側にあります。8 番は、東側</p>

	へあります。9番、10番は大佐グラウンドの北側と南側にあります。以上です。
会 長	続いて、11番からお願いします。推進委員8番。
信谷委員	推進委員8番信谷です。確認を6月14日、仲田委員、大原委員と行いました。11番の場所は、神郷高瀬新見多里線の市営バス停●●●から300m行ったところに4筆あります。作付けされており問題ありません。12番の場所は、足立から三室に抜ける県道を行くと旧油野小学校がありそこから三室方向へ300m行った右側にありました。問題ないと思います。
会 長	続いて13番14番を推進委員10番。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。確認は6月9日、三上委員、奥津委員、私とで行いました。場所は、13番、JA野馳より北房井倉哲西線から大野部東城線に入り、東城方面へ2キロ行った左手にありました。14番は、その位置から、大野部東城線を東城方面に1キロ行った右上にありました。どちらも作付けされておりました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第25号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	再設定が6件でしております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。

(ありません。)

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第25号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第26号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第26号現況証明に係る現況認定について、現況証明の申請につきまして、4件申請がございました。第1番でございます。確認を6月5日に行っております。場所は草間・土橋、台帳地目は畑7筆です。現況地目は山林・原野でございます。理由は、申請地は30年以上前に先代が植林したものと思われ、まわりの土地も含めて荒廃し、今では山林・原野となっている、というものでございます。第2番でございます。確認を6月5日に行っております。場所は菅生、台帳地目は田1筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は耕作不能になり、約60年前に植林し山林となっている、というものでございます。第3番でございます。確認を6月5日に行っております。場所は菅生、台帳地目は田畑各1筆です。現況地目は山林・原野でございます。理由は、●●●●番の土地については昭和52年頃より杉の植林がされ山林となっている。また、●●●●番の土地は同時期より耕作されず原野となっている。というものでございます。第4番でございます。確認を6月5日に行っております。場所は大佐田治部、台帳地目は田畑各2筆です。現況地目は原野でございます。理由は、20年以上前から耕作を放棄しており、管理も行き届かず現況のようになった、というものでございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番から9番。

藤本委員

9番藤本です。現地確認を6月14日、藤川委員、神山委員、妹尾推進委員、私と4名でしました。場所は、長屋から唐松経由し土橋豊永方面へ行ところ●●商店を右に曲がり約1キロ行くと●●●●があります。その周辺にまとまってありました。

会 長

続いて2番3番をお願いします。4番。

赤井委員

4番赤井です。確認を6月12日、眞壁委員、谷岡推進委員としました。何十年も前のことで山林になっておりました。

会 長

続いて4番を15番。

山田委員

15番山田です。6月12日に宮本委員、後藤推進委員と確認しました。場所は、県道勝山線田治部地内に入り●●集落内の申請者宅の周りに2筆、そこから西方向へ200m行ったところに2筆ありました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。推進委員7番

後藤委員

推進委員7番です。2番の件ですが、一部山林になり残りの面積は耕作されているのですか。

小林主査

田608㎡のなかに用悪水路66㎡が含まれております。

後藤委員

一部として残すと後に分筆する必要があるかもしれないので、山林の中に水路があるとし、全面山林とすべきではないでしょうか。

小林主査

それでは、全面608㎡を山林と議案の訂正をお願いします。そのように証明を出させていただきます。

会 長

他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第26号の1番から4番についての議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、認定といたします。それではここで30分まで休憩といたします。

～ 休憩 ～

会 長	時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用、今回は転用の申請が7件ございました。すべて携帯電話無線基地局の新設によるものです。第1番は、場所は井倉、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年4月23日から8月31日までとなっております。第2番は、場所は法曾、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年4月23日から8月31日までとなっております。第3番は、場所は草間、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年4月23日から8月31日までとなっております。第4番は、場所は豊永佐伏、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年4月23日から8月31日までとなっております。第5番は、場所は千屋実、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年4月23日から8月31日までとなっております。第6番は、場所は哲多町成松、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年4月23日から8月31日までとなっております。第7番は、場所は哲西町上神代、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年4月23日から8月31日までとなっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。確認日のみ報告して下さい。推進委員5番。
三輪委員	推進委員5番三輪です。1番、2番、確認を6月8日逸見会長、伊達委員としました。
会 長	続いて3番を10番。
神山委員	10番神山です。6月14日に確認しております。
会 長	4番を14番。
藤川委員	14番藤川です。6月14日に確認しております。
会 長	5番を2番。
小田委員	2番小田です。6月10日に確認しました。
会 長	6番を11番。

宮脇委員	1 1 番宮脇です。5 月 8 日に確認しております。
会 長	続いて 7 番を 6 番。
三上委員	6 番三上です。6 月 9 日に確認しました。
会 長	ありがとうございました。続いて法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	法務局照会について今回 3 件ございました。1 番の場所は土橋、確認を 5 月 2 3 日に行いました。登記地目は畑 1 筆、現況地目は山林という申請で、平成 2 2 年頃から山林になっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2 番の場所は新見、確認を 5 月 2 3 日に行いました。登記地目は田 1 筆、現況地目は宅地という申請で、平成 6 年から宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。3 番の場所は菅生、確認を 5 月 1 7 日に行いました。登記地目は田 1 筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。9 番。
藤本委員	9 番藤本です。確認は、6 月 1 4 日に藤川委員、神山委員、妹尾推進委員、私とで行いました。場所は、土橋の●●●●から県道を 1 2 0 m 先に消防機庫があります。そこから 5 0 m 先のゴミステーション左側です。山林となっております。
会 長	続いて、2 番を 7 番。
倉脇委員	7 番倉脇です。5 月 1 8 日に眞壁委員、溝尾推進委員と確認しました。場所は、新見高校の信号を北東方向へ 4 5 0 m 行った北側です。
会 長	3 番を 4 番。
赤井委員	4 番赤井です。確認は 6 月 1 2 日、眞壁委員、谷岡推進委員としました。場所は、菅生●●●●の真向かいです。

会 長	続きました、農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	農地転用期間変更届が2件でしております。上熊谷地内、下熊谷地内ともに農地法施行規則第53条の許可を要しない転用にかかる工事期間の変更で、携帯電話無線基地局設置に係る工事で工事部材の不足による変更となっております。変更期間が3月31日から12月31日に延びております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。 (ありません。)
会 長	続いて完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が5件出ています。西方地内農地法第4条による規定の転用が2件、法面土留と駐車場及び進入路になっております。足見地内農地法施行規則29条による農機具倉庫の設置。長屋地内2件で、農地改良による嵩上げと農地法第4条による規定の転用で資材置場及び農作業場になっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。7番。
倉脇委員	7番倉脇です。6月15日に確認しております。完成しておりました。
会 長	続いて10番。
神山委員	10番神山です。6月14日に確認しております。完成しておりました。
会 長	次に、13番。
伊達委員	13番伊達です。6月8日に確認しました。完成しておりました。
会 長	次に転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告が1件でしております。大佐大井野地区、農地法

	<p>第4条の農地改良による嵩上げで、総会の日が令和4年1月18日の件になります。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。3番。</p>
宮本委員	<p>3番宮本です。6月12日に山田委員、後藤推進委員と確認しました。現在の進捗状況は40%ぐらいで、当初、小阪部川の辺なので河川改修の話が延びてまだ完成しないと申請者から聞いております。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。</p>
小林主査	<p>お手元の資料を見ていただきたいと思います。新見市の遊休農地・荒廃農地面積について、皆様にお世話になりました利用状況調査の結果が出ております。令和3年度、新見市の遊休農地・荒廃農地面積で管内の農地面積4,217ha その内荒廃農地が1,188haで28%になります。その内Aの遊休農地189ha3,053筆、Bの荒廃農地999ha2万筆強となっております。大変お世話になりました。令和4年度はこの結果を基にもう少し調査表等簡易に書けるものに改良したいと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。続きまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明させていただきます。農業委員会の概要ですが耕地面積、遊休面積、台帳面積で合計が1,425haで経営農地面積です。遊休農地面積が270ha、農地台帳面積4,328ha令和3年4月1日現在の数字です。総農家数は2,808戸、自給的農家数1,282戸、販売農家数1,526戸で農林業センサスに基づいて記載させていただいております。農業就業者数は4,663人、内女性2,299人、40代以下522人です。認定農業者数は148、認定新規就農者14、農業参入法人21、集落営農経営19となっております。農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく農業委員会で、ご覧のとおりとなっております。担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、現状及び課題、管内の農地面積4,217haに対して集積面積612ha集積率は14.51%です。令和3年度の目標及び実績は、集積目標627ha対して、集積実績612ha、その内新規実績23.5ha、達成状況97.61%となっております。目標の達成に向けた活動ですが、活動計画に対して活動実績です。農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構、市農林課と協力・情報共有して利用集積を推進することができた。次に目標及び活動に対する評価で、目標に対する評価、目標を達成することができなかったものの、97%と目標</p>

に近い結果を残すことができた。活動に対する評価、一部の担い手が業務縮小することなどにより、まとまった面積の土地が耕作者を失う事態になったが、農地中間管理機構との連携で問題を解決しつつある。引き続き連携を図り問題解決に努める。次に新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが現状及び課題で過去の数字が挙がっております。2番の令和3年度の目標及び実績ですが参入目標3経営体に対して参入実績3経営体、参入目標面積1.2haに対して参入実績面積0.4haで達成状況は経営体100%、面積33%となっております。3目標の達成に向けた活動ですが活動計画に対して活動実績、新規就農者を受入れ、市農林課、市総合政策課、普及指導センターなどと連携して転入先の相談、農地の提供、農作業の指導などの支援を行った。4目標及び活動に対する評価、目標に対する評価、経営体数としては目標を達成することができた。参入目標面積は3割程度と未達成となったが、経営拡大により参入者の耕作面積は拡大されるものと期待しています。活動に対する評価、市農林課、JA、普及指導センターと連携して、認定農業者等、担い手確保を行いました。次に遊休農地に関する措置に関する評価ですが、令和4年3月現在の管内の農地面積4,217ha、遊休農地面積189ha、割合4.48%課題としては高齢化、過疎化による担い手不足に米価下落、材料高騰で環境は厳しいとなっております。令和3年度の目標及び実績は解消目標10ha、解消実績20ha、達成状況200%で十分に達成しております。目標の達成に向けた活動ですが、利用状況調査調査員数28人、調査実施期間8月から10月、調査結果取まとめ期間10月から11月となっております。活動実績には同様の数字がはいってありまして農地の利用状況調査で意向調査の確認が調査数909筆、調査面積57ha、以前○であったものがAになった筆で今まで調査を行ったことの無いものを対象にしております。目標及び活動に対する評価について、目標に対する評価、遊休農地からの解消実績は解消目標を上回る面積を確保することができた。遊休農地が荒廃する前に耕作再開できるよう活動を継続する。活動に対する評価は、農地中間管理機構と連携し、耕作者が撤退した農地を保有する農家の担い手確保を行いました。違反転用への適切な対応ですが、令和3年4月現在では違反転用の適用は0件です。引き続き違反を未然に防ぐべく見つけるべく、広報による周知や農地パトロールを行います。活動計画、実績及び評価は、活動計画、違反転用の発生防止に向けた取り組み、広報紙による周知、農地パトロール実施しました。活動実績、活動に対する評価についてはご覧ください。次に農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、農地法第3条に基づく許可事務に対する1年間の処理件数40件、農地転用に関する事務、意見を付して知事への送付、1年間の処理数41件、農地所有適格法人からの報告への対応、管内の農地所有適格法人数15法人で変わっておりません。情報の提供等で

すが、賃借料情報の調査、提供調査対象賃貸借件数 77 件、公表令和 4 年 4 月です。農地の権利移動等の状況把握、調査対象権利移動等件数 303 件、取りまとめ時期令和 4 年 3 月で報告しております。農地台帳の整理では、整備対象農地面積 4,217ha となっております。令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価については以上です。

会 長

利用意向調査の回答率はどのようになっていますか。

小林主査

現在も調査票が返ってきております。概ね回答率は 50%です。続きまして、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について令和 4 年 4 月 1 日現在です。体制は変更なしです。農家、農地等の概要ですが、農林業センサスの数字を採用しております概ね変わっておりません。認定農業者の数が昨年度の 148 から 150、認定新規就農者 14 から 8 に変更となっております。耕地面積についてはご覧のとおり合計 4,217ha です。次に最適化活動の目標、最適化活動の成果目標、農地の集積、管内の農地面積 4,217ha、前年度末の集積面積 612ha、集積率 14.51%が現状です。課題として農家の高齢化、後継者不足からの離農、規模縮小が進んだ結果、耕作放棄地は増加しており、荒廃する農地も多くなっている。市内の担い手へ利用集積、集約化を推進し、耕地を維持、拡大することが求められております。目標、今年度の新規集積面積 1,201.3ha、農地面積 4,217ha、今年度末の集積面積累計 1,813.3ha、今年度末の集積率 43%これについて説明します。報告、計画の制度が今年度変わりました今年度末の集積率 43%が現実離れの数字になっております。これは 21 世紀おかも農業経営基本方針で県が示した目標が 43%となっております。昨年度 14.51%なので新見市としまして現実的ではない数字です。近隣の市に確認しましたが同じように感じているようです。実際の設定は令和 3 年度の実績では 23.5ha でしたので 25ha 新規の集積面積というのが新見市としての目標が現実的かと考えております。ただ報告はこれではないといけませんのでこの数字で上げさせていただきます。遊休農地の解消ですが現状、1 号遊休農地面積 189ha、そのうち緑区分の遊休農地面積 189ha となっております。課題、遊休農地が荒廃し、非農地化してしまう土地は増加しており、耕作再開による遊休農地の解消を拡大していく必要がある。遊休農地が荒廃する前に対処できる態勢の整備が課題です。目標ですが既存遊休農地の解消、令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積 189ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積 38ha、これは、下に書いてあるように遊休農地面積の 5 分の 1 の面積です。そのうちの新規発生遊休農地の解消で前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積 7ha となっております。続きまして、新規参入の促進について現状、3 年間の数字を挙げております。課題、新規就農希望者

の希望条件の居住地、農地、生活条件など適合する農地、地域が紹介できることは少なくなっています。複数の候補から選択してもらえよう、紹介できる物件等の情報等の共有が必要です。なかなか実際のところで、マッチングが上手くいくことはまれでして、これは地道に情報共有が必要かと思います。目標ですが、過去3年間の平均47ha、新規参入者への貸付について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積、これは今年からできた報告ですが4.7ha、一割以上ということでこの数字を挙げております。次に最適化活動の活動目標、推進委員等が最適化活動を行う日数目標、1人当たりの活動日数ひと月あたり8日となっております。今年4月の総会から皆様をお願いしているところですが、国の基準としては10日と示しておりますが、5日以上10日以内というところで8日を採用させていただきます。活動強化月間の設定目標、活動強化月間の設定回数2回とし活動強化月間を設定します。内容としては、8月から10月を遊休農地の解消、遊休農地の現地確認を行い、解消すべき遊休農地を細かく把握する。これは利用状況調査でお世話になっているものです。1月から2月農地の集積、農地中間管理機構へ受入可能な土地か、候補地を検討することで作業させていただきます。新規参入相談会への参加目標、コロナの状況でなかなか新規参入相談会等々難しい状況ですが新規参入相談会への参加回数1回と目標を定めたいと思います。時期、参加人数、会場等は未定となっております。令和4年度最適化活動の目標の設定等の説明は以上です。

会 長

続きまして、その他ですが事務局からありますか。

小林主査

お手元の農地パトロール実施要項をご覧ください。実施日は次回総会7月15日金曜日に予定しております。場所は例年通り「まなびの森にいみ図書館」玄関前で出発式を行う予定です。パトロール隊長については、京田甘奈さんをお願いできることになっております。出発式は例年通りの予定にしております。今年度は、めあわせは実施しませんので出発しましたら各班で目的の地区へ出発してください。概要としては表の通り6班に分けて、2時間から3時間パトロールします。だいたい例年通りですが幾つか変更しております。連絡事項の各班で乗り合わせてパトロールを行ってください、のところですが玄関前ロータリーを回って市役所前を左に出発してくださいと追加しております。右に曲がっていただくと信号が赤だった場合、渋滞がおこりますので出発式をスムーズにするため左に進んでください。終了後は、適時解散していただき代表の方が事務局へ終了報告をお願いします。後日で結構ですが、どなたか記録写真を撮ってデータを事務局へいただければと思います。出発式は午後1時からです。総会の後、例年通りよろしく申し上げます。例年

	完了届が出ていないリストをお渡ししておりましたが、現在作成中でして次の総会資料と一緒に代表の方に郵送させていただきます。それとは別のテーマを設定して調査していただくことも問題ありませんのでよろしくをお願いします。
平田主査	それでは次回の総会ですが7月15日（金）午前9時30分から、南庁舎1階1C会議室となっております。午後からは農地パトロール出発式を行います。また8月は17日（水）午前9時30分からでいかがでしょうか。
森本局長	お配りしましたクリアファイルに、以前お願いしました活動記録簿を入れて出していただければと思います。出していただきましたら次回総会時にお返しいたします。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようでしたら仲田代理が閉会の挨拶をします。
仲田委員	本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)
	(閉会時刻 午前 11 時 30 分)

令和4年6月20日作成